

令和6年5月27日

事業者  
安全衛生管理担当者 ) 様  
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

### 各種講習会開催（令和6年6月～令和6年8月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和6年6月中旬～8月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

各種感染症も収まった状態とはいえません。当会では、下記の対策をとった上で、開催をしていきます。

現在の新型コロナ・インフルエンザ等感染症対策

- 会場入口にアルコール消毒器等を設置します。
- 講習会では、終日、閉鎖された同一会場（窓・扉は一部開放しますが…）での受講となりますので、マスクの着用を推奨します。（着用は自己判断）
- 講習会の内容により使い捨て手袋等を配付します。

### 現在申込み受付中の講習会 **（締め切り迫る！）**

6月5日（水）～6日（木）

#### 職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、**令和5年4月1日からは、対象業種から外されていた「食料品製造業」等も対象となりました。**

**人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなく、毎回満員になっています。早めのお申し込みを！**

**即日定員に達しました。**

6月10日（月）～11日（火）

#### 第一種衛生管理者受験準備講習

この講習会では、過去の出題傾向を踏まえて要点をわかりやすく説明し、合格を目指します。

受験者それぞれの進度に応じて受講できるよう、3日コース（講習2日+模擬試験、2日コース（講習2日）、1日コース（模擬試験）の3コースを設けています。

模擬試験は、7月17日を予定しています

なお、本年の衛生管理者等の国家試験の**出張試験は8月26日（月）にアイメッセ山梨に**

て行います。

出張試験の申込み受付期間は、**6月13日(木)～6月26日(水)**までの間、郵送(簡易書留、レターパックプラス)または、オンライン申請で受け付けます(郵送の場合は、当日消印有効)。

**なお、オンラインで申請を行う場合は、申請書類を取りに来る必要はありません。**

**詳しくは、安全衛生技術試験協会関東安全衛生技術センターHPでご確認ください**

**若干の空きがあります。(締め切り間近)**



6月12日(水)～13日(木)

### **第二種衛生管理者受験準備講習**

受験者それぞれの進度に応じて受講できるよう、3日コース(講習2日+模擬試験、2日コース(講習2日)、1日コース(模擬試験)の3コースを設けています。

模擬試験は、7月18日を予定しています

出張試験等は、第一種衛生管理者受験準備講習の記載と同じです。

**空きがあります。(締め切り間近)**

6月17日(月)

### **高齢者安全対策研修**

近年、高齢労働者の就労者数が増えるだけでなく、労働災害の発生比率も他の年齢層に比べて高くなっています。企業として労働災害の削減を図っていくためには高齢労働者対策が重要なものとなっています。

そこで、安全衛生担当者として高齢労働者の特性を理解し、どのようにリスク管理をしているのか、また、高齢労働者が自らの身体機能変化を認識し、どのように体力維持を図っていったらいいか等について、講義や実習を通じて学んでいきます。

**空きがあります。**

**(労働災害防止のため、高齢者対策も重要です。積極的に申し込みを)**

6月18日(火)～19日(水)

### **有機溶剤作業主任者講習**

比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を!

**ほぼ、定員に達してきています。(5/27現在、3席の空き)**

6月25日(火)

### **保護具着用管理責任者講習**

本年4月の改正法の施行により、一定の条件に該当する場合には、「保護具着用管理責任者」の選任が必要となりました。未だ選任がされていない場合には、早急に資格者の養成が必要となります。

人気の高い講習会で、ほぼ、即日満員になっています。受講希望の方は、機を逃さずに、申込みをお願いします。

**数日で定員に達しました。**

6月26日（水）

### 化学物質管理者講習（準ずる講習：取扱）1日講習

4月の改正法の施行により、化学物質（指定の約900物質）を取扱う事業場では、化学物質管理者の選任が必要となりました。

製造業のみならず、ほぼ全ての業種で対象物質を使用している可能性があります。対象となる化学物質を使用していないか確認の上、必要があれば、受講することをお勧めします。

なお「化学資管理者講習（製造事業者対象、2日間講習）」は7月29日-30日に実施します。

数日で定員に達しました。

※ 化学物質管理については、こちら（ケミサポHP）を参考にしてください。



6月27日（木）

### 安全活動に活かすリスクアセスメント(RA)と危険予知活動(KYT)

リスクアセスメントの重要性はご承知のとおりですが、リスクアセスメントや日々の安全活動から得たリスク情報を共有し、自主的活動（KYT）へ繋げる実践方法について、講義や討議を含めて企業における安全活動に活かしていきます。労働災害が増加している昨今、先取りの安全活動に活かしてください

まだ、若干の空きがあります。

## 6月に受付開始の講習会

7月3日（水）

### KYTリーダー養成研修

リスクアセスメントの実施に加え、現場でのKY活動も労働災害防止のためには重要な活動です。これまでなんとなく実施していた方には、演習等を通じて現場でのKY活動の進め方を身につけ、KY活動の推進役となり人材を養成します。

7月9日（火）

### 自由研削といしの取替等特別教育

7月10日（水）

### 酸素欠乏危険作業等特別教育

今年度は、今回1回のみ開催です。今後、作業が予想される場合には、積極的に申込みを！

7月11日（木）

### リスクアセスメント研修

昨年まで安衛スタッフと職場リーダーに分けて実施していましたが、今年度からは、区別せずに実施します。

安全衛生スタッフや職場リーダーが、リスクアセスメントの考え方、実施方法、仕組み作りの基本等を演習を含めて身につけていきます。

7月17日（水）

**衛生管理者準備講習（第一種：模擬試験）**

コースとしての受け付けは終了していますが、**模擬試験のみの受付は可能です。ご相談ください。**

7月18日（木）

**衛生管理者準備講習（第二種：模擬試験）**

コースとしての受け付けは終了していますが、**模擬試験のみの受付は可能です。ご相談ください。**

7月23日（火）

**テールゲートリフターの操作の業務にかかる特別教育（学科）**

労働安全衛生法関連法規の改正に伴い、令和6年2月1日からテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業については、**特別教育の対象となりました。**

当会では、学科についての特別教育を実施します。

この特別教育は、学科教育4時間、実技教育2時間の計6時間とされていますが、当会の教育では、学科教育のみを行います。**（テールゲートリフター教育A）**

実技教育については、会社にあるテールゲートリフターを使用して、事業者にて関係法令、ガイドライン等をの安全作業を念頭に、「十分な知識を有する者」による教育が必要です。そのため、（社内で実技教育を行う方のために）学科教育終了後、引き続き、実技教育を実施する際の留意事項について、1時間の説明を行います。**（テールゲートリフター教育B）**

7月24日（水）～25日（木）

**動力プレス金型交換等特別教育**

「動力プレス」の金型、シヤーの刃部又はプレス機械若しくはシヤーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務に従事させる場合には、この教育が必要となります。

**（今年度は11月にも第2回目を開催する予定です。）**

**実習があるため、定員を増やせません。お早めの申込みを**

7月29日（月）～30日（火）

**化学物質管理者講習（専門的講習：製造）2日講習**

4月の改正法の施行により、令和6年4月1日から化学物質の名称表示等対象化学物質について「化学物質管理者」選任が義務づけられました。

有機溶剤や特定化学物質のみが対象ではありません。製造業において使用する一般的な化学物質、建設業やサービス業等において使用する薬剤等についても対象となる可能性があり、自社で使用する薬剤等を確認・対応する必要があります。

**この講習は、化学物質の製造事業場向けの「専門的講習」になり、2日間の講習になります。2日目の実習では、各自ノートPCを持参しての参加となります。**

**取扱のみならず、製造している事業場は、早急に資格者の養成のため本講習を受講ください。**

※ 化学物質管理については、**こちら（ケミサポHP）を参考にしてください。**



## 8月の講習会予定

8月5日（月）～6日（火）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習  
比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！

8月7日（水）～8日（木）

### 職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。  
グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、**令和5年4月1日からは、対象業種から外されていた「食料品製造業」等も対象となりました。**

**人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなく、毎回満員になっています。早めのお申し込みを！**

8月19日（月）～20日（火）

### 有機溶剤作業主任者講習

比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！

8月21日（水）～22日（木）

### 安全管理者選任時研修

安全管理者が代わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。

8月23日（金）

### 特定粉じん作業特別教育

8月27日（火）・28日（水）・29日（木）・30日（金）

（申込みは全基連へ）

### 外国人技能実習制度関係者養成講座

27日（火）技能実習責任者（受講が義務化されています）

28日（水）技能実習指導員（受講により加点があります）

29日（木）生活指導員（受講により加点があります）

30日（金）管理責任者等講習（管理団体関係者向け）



<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>

申込み期間は、6月28日（金）15:00～8月5日（月）までになります。

令和6年7月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、  
6月7日（金）13時を予定しています。





# 免許試験の受験申請がオンラインで可能になりました

## オンラインのみで完結

2級ボイラー技士、高圧室内作業主任者、潜水士

## オンライン+郵送

特級ボイラー技士 一級ボイラー技士 ボイラー溶接士 ボイラー整備士

クレーン・デリック運転士 移動式クレーン運転士 ガンマ線透過写真撮影作業主任者  
揚貨装置運転士 発破技士 ガス溶接作業主任者 林業架線作業主任者 衛生管理者  
エックス線作業主任者



## オンライン申請の手順

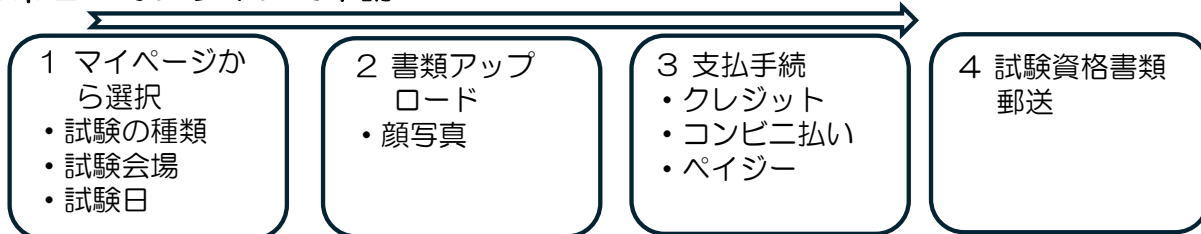
### Step 1 マイページの作成



※1 QRコードからアドレス登録



### Step 2 オンラインで申請



### Step 3 受験票郵送～受験まで



※1 申請内容に不備がある場合、メールでお知らせ

※2 申請情報が「審査完了」となれば受付完了  
【入力中→決済待→決済完了→審査完了】

電子申請に関するお問い合わせ先：安全衛生技術試験協会

03-5275-2366

## 【参考資料 2 (化学物質)】

### 例えばこんな製品を使っていますか??

- 接着剤、シール剤
- 吸着剤
- 芳香剤、消臭剤
- 凍結防止剤
- 合金
- 消毒剤、害虫駆除剤
- コーティング、塗料、うすめ液、ペイントリムーバー
- 充填剤、しっくい、粘土
- 爆薬
- 肥料
- 燃料
- 表面処理剤(めっき処理剤)
- 熱媒
- 油圧液
- インク、トナー
- pH調整剤、凝集剤、沈降剤、中和剤
- 実験用化学物質
- 染色剤、仕上げ剤
- 潤滑剤、グリース、剥離剤
- 植物保護剤
- 化学薬品
- 写真現像等に使用する薬品
- 研磨剤、コンパウンド
- 漂白剤
- 洗濯用洗剤、洗浄剤
- 硬水軟水化剤
- 水処理用化学製品
- 溶接剤、はんだ付け製品(フラックスコーティングまたはフラックスコアを含む)、フラックス製品
- 抽出剤
- 防さび剤
- 発泡剤

### 例えば化学物質を使ったこんな作業をしていますか??

- 化学物質の合成、調合、混合
- カレンダー加工
- 染色
- 散布
- 印刷、現像
- スプレー剤の使用(空中分散、表面コーティング、接着、つや出し、洗浄、吹き付け等のための噴霧)
- 化学物質を用いた洗浄、清掃、漂白、消毒、駆除
- 化学物質の移し替え、充填、計量、サンプリング
- ローリング(圧延)
- ブラッシング
- 発泡樹脂製造(発泡処理)
- 浸漬処理
- 圧縮成形、押し出し成形、ペレット化等を含む成形作業
- 油分の塗布、塗り込み
- 塗装/塗膜の剥離
- 化学物質を用いた修理修復やメンテナンス
- 製品の切断、冷間圧延、組み立て/分解
- 鋳造、熔融固体の使用
- 熱間圧延、加熱形成、研削、機械的切断、掘削、研磨
- 溶接、はんだ付け、切削、ろう付け、フレーム切断
- 金属粉製造
- 化学物質を使用した実験





**あなたの職場は大丈夫!?**

# いつもの作業の「化学製品」 適切に管理していますか?



**労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています!**

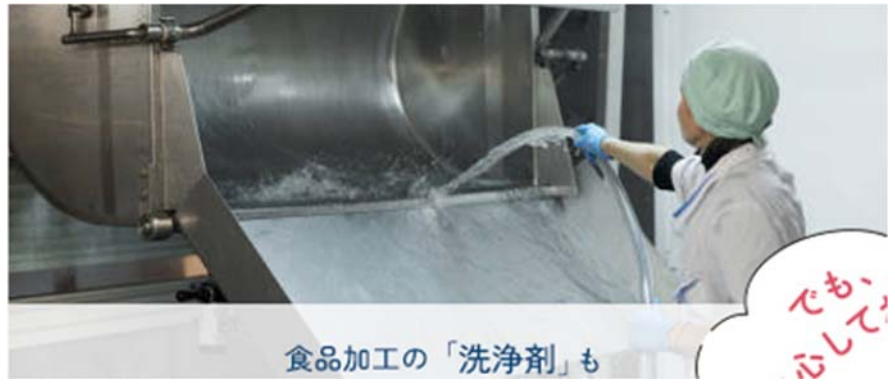


労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。





職場で使う「消毒液」も



食品加工の「洗浄剤」も

でも、  
心して



化学物質を用いた  
「洗浄、清掃、漂白」も



工業用の「接着剤」も



美容院で使う「毛染め剤」も



職場で使う「消毒剤」も



印刷会社の「染色剤」も

職場で使う  
「カビ取り用洗剤」も



職場で使う「さび止め」も



建設現場の「接着剤」も



職場の「塗料」も



飲食店の「漂白剤」も